

青月社刊ビジネス著作権検定テキスト（初級・上級）  
ご利用の皆様へ

著者：塩島 武徳

## 著作権法改正に伴う追補（2019年実施試験対応）

2018年度中に施行される改正点のうち、「保護期間（原則50年）の延長」など、2019年2月以降に実施される試験に影響する可能性が高い事項につきまして、以下の通り補足いたします。

### 1. 権利制限規定（著作権の制限＝自由利用規定）の改正

2018年5月18日、第196回通常国会において改正著作権法（以下「改正法」とします）が可決・成立しました。

当改正は、主に権利制限規定、つまり「著作物を自由に利用できる場合」に関するものです。

改正の趣旨は、「デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々なニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者のための利用、及び美術館等におけるアーカイブ（保管記録）の利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするため」とされており、大きく以下の4項目が「改正の柱」となっています。

#### (1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

（改正法 30 条の 4、47 条の 4、47 条の 5）

- ① 著作物の市場に悪影響を及ぼさない（他人の著作物の表現自体は利用しない＝著作権者の利益を不当に害さない）限り、インターネット上のビッグデータを活用した検索サービス等のための著作物の利用が、許諾なく行えるようになります。
- ② イノベーション（技術革新）の創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、利用方法をある程度抽象的に定めた規定が置かれます。

★これにより…

→インターネット上の「所在検索サービス」がしやすくなります。例えば、検索サービス提供事業者が、「書籍情報の検索結果」として、書籍のタイトルと著作者名と共に本文（著作物）の一部を（無許諾で）表示できるようになります。

→例えば、企業や大学が、AI（人工知能）に大量の情報（著作物を含む）を入力（複製）して分析（深層学習＝ディープラーニング）させることができるようになります。

→例えば、情報解析サービスの提供事業者が、大量の論文データ（著作物）を収集（複製）し、ある論文について盗用の有無を検証して検証結果として該当部分（著作物）を表示できるようになります。

#### (2) 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（改正法 35 条）

ICT（情報通信技術）の活用により教育の質の向上等を図るため、学校等（株式会社である塾や予備校など営利目的のものを除きます。）の授業や予習・復習のため教師が他人の著作物を用いて作成し

た教材を、ネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為（公衆送信）等が、許諾なく行えるようになります。但し、対面授業及び当該対面授業の同時中継（同時遠隔授業）以外で利用する場合には、個別の許諾は不要であるものの、文化庁長官が指定した団体に補償金を支払う必要があります。

★これにより…

ワンストップの「補償金の支払のみ」で、学校の先生が他人の著作物を複製して作成した教材を、予習・復習のため、又はオンデマンド授業（Eラーニング）を受ける生徒のため公衆送信（メール送信や動画送信）できるようになります。

### (3) 障害者の情報アクセスの機会の充実に係る権利制限規定の整備（改正法 37 条）

現行の著作権法（以下「現行法」とします。）では視覚障害者など「視覚的」に著作物を認識できない方のみが対象となっていた書籍（著作物）の音訳等（音声による複製及び自動公衆送信）について、対象者の範囲を拡大し、「手」など肢体不自由のため書籍を保持したりページをめくれない人のためにも、障害者福祉事業者であって政令で定める者が、著作権者の許諾なく行えるようになります。

### (4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（改正法 31 条、47 条、67 条）

- ① 現行法では、小冊子（紙媒体）への掲載に限定されていた美術館等の展示作品の解説・紹介用資料（展示作品等の写真掲載＝複製）について、美術館等は、これをデジタル方式（サムネイル画像付）で作成してタブレット端末等に上映し、又は自動公衆送信することが、許諾なく行えるようになります。
- ② 現行法では、事前の補償金供託が必要とされた「著作権者が不明な場合」等における著作物の利用に関する（当該著作権者からの許諾に代わる）文化庁長官による裁定を受けた上での利用について、「国や地方公共団体」が利用する場合には、事前の補償金供託が不要となります。
- ③ 現行法では、日本国内の公共図書館等に限定されていた国立国会図書館による絶版等資料（書物その他の著作物の複製データ）の自動公衆送信が、外国図書館に対しても、許諾なく行えるようになります。

なお、以上の改正点のうち「(1)、(3)、(4)」は2019年1月1日から施行されますが、「(2)教育の情報化～」の施行日は、「公布日（2018年5月25日）から3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。

## 2. TPP11発効に伴う著作権保護期間の延長等

### (1) TPP11の概要と経緯

米国を除く日本など環太平洋連携協定参加11カ国による新協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。いわゆる「TPP11」）が、2018年12月30日に発効します。

ご案内のように、TPPは、工業製品や農産物に対する関税の軽減・撤廃（市場開放）や海外投資など企業活動の促進等を柱とする「経済連携協定」であり、この中には「知的財産権」についての保護・取扱いの統一化等も含まれています。

当初、米国を含む12カ国によるTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）が2016年に署名され、これを踏まえた関係法の整備法（著作権法改正を含みます。）が日本でも成立していましたが、この協定が未発効のままトランプ大統領下の米国が2017年に離脱を表明したため、昨年末時点では「発効が困難」とされていました。

しかし、米国を除く11カ国による協定発効へ向けた協議が行われ、2018年3月に11カ国が（一部の内容を除き）協定の発効に合意。その中に「知的財産権分野の発効」も盛り込まれていました。

TPP11は、日本においては2018年6月に国会で承認され、当初のTPPを踏まえた著作権法の改正も含めた「整備法改正法」も、「TPP11の発効時に施行すること」として成立しました。

### **(1) 保護期間の延長（改正法51条2項、52条、53条）**

現行法では、映画の著作物（注）を除き、作者の死後又は著作物の公表後「50年」とされていた著作権の保護期間（存続期間）が「70年」に延長され、また、「実演」及び「レコード（音の原盤・マスター）」に対する著作隣接権についても、その保護期間が「50年」から「70年」に延長されます（放送事業者及び有線放送事業者の著作隣接権の保護期間（50年）には変更なし）。

なお、以上の改正（延長）規定は、改正法の施行日時点で「著作権等が保護期間内にある著作物」に適用され、また終期計算の起算点は、いずれも、現行法と同じ「翌年1月1日から」となります。

（注）映画の著作物の保護期間は、現行法でもすでに「公表後70年が原則」とされています。

### **(2) 著作権等侵害行為に対する罰則の一部の非親告罪化（改正法123条2項）**

現行法では、「著作権」など財産権の侵害に対する刑罰規定は、「（被害者から）告訴がなければ、公訴を提起（刑事裁判）することができない」という「親告罪」とされています。

しかし、改正法の施行後は、①対価を得る目的等で、②有償の他人の著作物を、③原作のまま複製して譲渡又は公衆送信し、④これにより著作権者等が得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合（つまり海賊版の販売又はインターネット配信行為）には、「非親告罪」として（被害者からの告訴不要で）刑罰規定の適用対象となり得ます。

このほかにも、「技術的利用制限手段（アクセスコントロール等）の回避を行う行為」の「みなし侵害行為」への追加（改正法113条3項）や、現行法では音楽CD（商業用レコード）のみが対象となっている（放送又は有線放送時の）「二次使用料を受ける権利」の「インターネット配信（送信可能化）音源への拡大」（改正法95条1項、97条1項）等が改正法に盛り込まれていますが、試験対策上は、特に上記(1)の「保護期間の延長」に注意して下さい。

以上